

平成 27 年度 土木建築局所掌の建築及び設備工事に係る検査等の基本方針

土木建築局
(営繕課)

1 検査専任職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施します。

- 営繕課が所掌する工事の完成検査及び中間検査（以下「検査」という。）は、建築課の参事（工事検査担当）が実施します。なお、検査集中時期の検査は、建築工事検査規程第 3 条第 2 項及び第 3 項に基づく検査員（当該工事に係る建設工事執行規則第 19 条に規定する監督員を除く。以下「検査員」という。）が実施することがあります。
- 各建設事務所が所掌する請負代金額が 1 億円未満の工事の検査は、その要請に基づき、建築課の参事（工事検査担当）が実施します。
- 工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず建築課の参事（工事検査担当）が実施します。

2 施工体制の適正化の徹底

- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し措置請求がなされている間は、工事の検査は実施しないこととします。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善のための措置請求を行うこととします。

3 品質確保のための取り組み

次のいずれかに該当する工事にあつては、契約の適正な履行の確保及び工事目的物の品質の確保を図ることを目的として、参事（工事検査担当）及び検査員が複数で検査を試行します。

- ・ 請負代金額が 5 億円以上の工事
- ・ 建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱の第 7 条第 1 項に定められた「低入札価格調査」を行い、契約した工事

4 検査の透明性の向上

- 次の事項について公表することで、公共工事の透明性と信頼性を確保すると共に、建築及び設備工事全般のレベルアップを図ります。

- ① 検査及び工事成績評定に関する要領等の公表
- ② 検査結果等の公表

請負代金額 500 万円以上の建築及び設備工事を対象として、各工事の工事成績評定点、平均値、最大値、最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り、適切な対応を行います。